

立教大学原子力研究所の原子炉施設の保安規定変更認可申請の補正方針

立教大学原子力研究所原子炉施設保安規定変更の補正方針（補正部分を下線又は囲み線で示す。）

令和2年9月29日付変更認可申請	補正案	備考
<p>(定期事業者検査)</p> <p><b>第22条</b> 所長は、試験炉規則の定めるところに従って、性能維持施設について、定期事業者検査を実施しなければならない。</p> <p>2 室長は、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた定期事業者検査実施要領書を作成し、保安監督者の同意及び所長の承認を得なければならない。</p> <p>3 所長は、検査の方法を変更する場合には、その変更について、安全委員会に諮問しなければならない。</p> <p>4 所長は、定期事業者検査の対象となる施設の保守又は点検に参与していない要員に、検査を実施させなければならない。</p> <p>5 室長は、試験炉規則に定められた記録を作成し、検査結果を保安監督者及び所長に報告しなければならない。</p> <p>6 室長は記録を試験炉規則に定められた期間保存しなければならない。</p>	<p>(定期事業者検査)</p> <p><b>第22条</b> 所長は、試験炉規則の定めるところに従って、性能維持施設について、定期事業者検査を実施しなければならない。</p> <p>2 室長は、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた定期事業者検査実施要領書を作成し、保安監督者の同意及び所長の承認を得なければならない。</p> <p>3 所長は、検査の方法を変更する場合には、その変更について、安全委員会に諮問しなければならない。</p> <p>4 <u>所長は、保安監督者及び室長以外の要員であって定期事業者検査の対象となる施設の保守又は点検に参与していないものから検査員を任じ、当該要員の他の業務に関わらず、検査に必要な権限を与える。</u></p> <p>5 室長は、試験炉規則に定められた記録を作成し、検査結果を保安監督者及び所長に報告しなければならない。</p> <p>6 室長は記録を試験炉規則に定められた期間保存しなければならない。</p>	<p>記載の明確化</p>
<p>(周辺監視区域の線量当量の測定)</p> <p><b>第59条</b> 室長は、周辺監視区域の線量当量を3月間に1回測定しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の測定結果が平常と明らかに異なる値を示した場合には、保安監督者の意見を求め、原因の究明と対策を図り、所長に報告しなければならない。</p>	<p>(周辺監視区域の線量当量の測定)</p> <p><b>第59条</b> 室長は、周辺監視区域の線量当量を3月間に1回測定しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の測定結果が平常と明らかに異なる値を示した場合には、保安監督者の意見を求め、原因の究明と対策を図り、<u>保安監督者及び所長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>追加</p>
<p>(放射線測定器等の管理)</p> <p><b>第60条</b> 室長は、第14表に掲げる放射線測定器等について、毎月1回の動作点検と年1回の校正を行い、常に使用できる状態に管理しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の点検の結果異常を認めたときは、直ちに修理又は代替品を用いる等の応急措置を講じ、その旨を保安監督者に報告しなければならない。</p> <p>3 室長は、廃止措置に伴う作業によって第1項に定める放射線測定器等による測定の必要がなくなった場合は、保安監督者の同意及び所長の承認を得て、同項に定める管理を省略することができる。</p>	<p>(放射線測定器等の管理)</p> <p><b>第60条</b> 室長は、第14表に掲げる放射線測定器等について、毎月1回の動作点検と年1回の校正を行い、常に使用できる状態に管理しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の点検の結果異常を認めたときは、直ちに修理又は代替品を用いる等の応急措置を講じ、その旨を保安監督者<u>及び所長</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 室長は、廃止措置に伴う作業によって第1項に定める放射線測定器等による測定の必要がなくなった場合は、保安監督者の同意及び所長の承認を得て、同項に定める管理を省略することができる。</p>	<p>追加</p>
<p>(保安教育の報告)</p> <p><b>第66条</b> 室長は、第61条から第64条までに定める保安教育を実施したときは、実施内容、実施日時、実施時間、実施者氏名及び保安教育を受けた者の氏名を記した保安教育記録を作成し、保安監督者及び所長の確認を得なければならない。</p>	<p>(保安教育の<u>確認</u>)</p> <p><b>第66条</b> 室長は、第61条から第64条までに定める保安教育を実施したときは、実施内容、実施日時、実施時間、実施者氏名及び保安教育を受けた者の氏名を記した保安教育記録を作成し、保安監督者及び所長の確認を得なければならない。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>(地震の場合の処置)</p> <p><b>第75条</b> 室長から指名された従業員は、震度4以上の地震があった場合は、原子炉施設の状況を点検し、その結果を室長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた室長は、その結果を所長に報告するとともに、関係機関に通報しなければならない。</p>	<p>(地震の場合の処置)</p> <p><b>第75条</b> 室長から指名された従業員は、震度4以上の地震があった場合は、原子炉施設の状況を点検し、その結果を室長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた室長は、その結果を<u>保安監督者及び所長</u>に報告するとともに、関係機関に通報しなければならない。</p>	<p>追加</p>
<p>(工事中の事故の場合の処置)</p> <p><b>第75条の2</b> 原子炉施設内で工事中に事故が発生した場合には、事故現場に居合わせた者は、直ちに室長に連絡し、その指示に従わなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の連絡を受けたときには、直ちに所長に報告し、第70条に定める関係機関に通報するとともに、原子炉施設内及び周辺の放射線量の測定、必要に応じて放射線防護上の措置、施設の保全上の措置を講じなければならない。</p>	<p>(工事中の事故の場合の処置)</p> <p><b>第75条の2</b> 原子炉施設内で工事中に事故が発生した場合には、事故現場に居合わせた者は、直ちに室長に連絡し、その指示に従わなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の連絡を受けたときには、直ちに<u>保安監督者及び所長</u>に報告し、第70条に定める関係機関に通報するとともに、原子炉施設内及び周辺の放射線量の測定、必要に応じて放射線防護上の措置、施設の保全上の措置を講じなければならない。</p>	<p>追加</p>

第1表 性能維持施設（第16条の2関係）

施設区分	設備等の区分	対象機器	維持すべき性能
原子炉本体	放射線遮蔽体	付属プール	放射線遮蔽 放射性物質の保管
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	送風機	汚染拡大の防止 換気能力 排気経路の確保
		ダクト	
		フィルタ	
		排風機	
放射線管理施設	屋内管理用設備	線量当量率測定用サーベイメータ（ガンマ線用）	原子炉室内外の放射線の 監視，測定，記録
		表面汚染密度測定用サーベイメータ（ベータ線用）	
		ハンド・フット・クロズモニタ	
	屋外管理用設備	じんあいモニタ	
原子炉格納施設	格納施設	原子炉室	閉じ込め機能 換気中の負圧の維持 放射性物質の保管
		(一次冷却系ピット)	放射性物質の保管

第1表 性能維持施設（第16条の2関係）

施設区分	設備等の区分	対象機器	位置、構造	機能	性能		維持期間
					性能	維持期間	
原子炉本体	放射線遮蔽体	—	原子炉室 コンクリート遮へい構造 八角形：8.2m×6.6m 壁厚：0.9m～2.7m 高さ：6.7m	放射線遮蔽	事業所周辺の空間線量率が法令の定める線量限度を十分下回ること 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること	生体遮へい体以外の原子炉構造物、炉内構造体を解体するまで	
			原子炉棟機械室	放射性物質の保管	放射化物及び解体廃棄物を保管する容量を有すること	原子炉本体の解体撤去が完了するまで	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	送風機	原子炉棟機械室	汚染拡大の防止	周辺監視区域の外の空気中の放射性物質濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように廃棄する能力を有すること	原子炉本体の解体撤去が完了するまで	
		ダクト	原子炉室内	換気	20分で原子炉室を一回換気することのできる排気量を有すること		
		フィルタ	原子炉棟機械室	排気経路の確保	排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないこと		
		排風機	原子炉棟機械室	排気経路の確保	排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないこと		
放射線管理施設	屋内管理用設備	線量当量率測定用サーベイメータ（γ線用） 表面汚染密度測定用サーベイメータ（β線用） ハンド・フット・クロズモニタ	原子炉棟汚染検査室	原子炉室内外の放射線の監視，測定，記録等	(共通) 線量当量率，表面密度又は放射性物質濃度が適切に測定できること (ハンド・フット・クロズモニタ及びじんあいモニタ) 所定のしきい値を超えた場合に警報を発すること (じんあいモニタ) 放射性物質濃度を記録すること	放射線監視の必要がなくなるまで	
	屋外管理用設備	じんあいモニタ	原子炉棟機械室				
原子炉格納施設	格納施設	原子炉室 (一次冷却系ピット)	原子炉棟 鉄筋コンクリート造り 幅：11.7 m (一階) 9.60 m (二階) 奥行き：18.45 m 高さ：3.40 m (一階) 13.0 m (二階)	閉じ込め機能 換気中の負圧の維持	原子炉室内を大気圧以下に維持すること	原子炉本体及び原子炉室内の施設・設備が解体撤去されるまで	
			原子炉室一階 幅：2.2 m 奥行き：6.6 m 深さ：1.9 m	放射性物質の保管	放射化物及び解体廃棄物を保管する容量を有すること		

追加

第8表 放射線業務従事者の線量限度（第50条，第53条関係）

項目	線量限度
実行線量	5年 100 mSv 1年 50 mSv
	(女子については上記に加えて) 3ヶ月 5 mSv 妊娠中内部被ばく 1 mSv
	眼の水晶体 5年 100 mSv* 1年 50 mSv* 皮ふ 1年 500 mSv 腹部表面 (女子妊娠中) 2 mSv

\* 2021年4月1日から施行。2021年3月31日までは，1年 150 mSv。

第8表 放射線業務従事者の線量限度（第50条，第53条関係）

項目	線量限度
実効線量	5年 100 mSv 1年 50 mSv
	(女子については上記に加えて) 3ヶ月 5 mSv 妊娠中内部被ばく 1 mSv
	眼の水晶体 5年 100 mSv* 1年 50 mSv* 皮ふ 1年 500 mSv 腹部表面 (女子妊娠中) 2 mSv

\* 2021年4月1日から施行。2021年3月31日までは，1年 150 mSv。

誤字の訂正